

令和7年度 介護給付分析業務委託仕様書

1 件 名

令和7年度 介護給付分析業務

2 契約期間

契約日から令和8年3月31日

3 事業目的

介護給付の状況及び介護認定者の状況を調査・分析することにより、介護給付の適正化を図る。また、介護保険事業計画の進捗管理の支援を行う。

4 委託内容

① ケアプラン点検対象の選定

介護給付の状況等を分析し、別に行う次のケアプラン点検業務について、効果的に行える対象の選定を行う。

・事業者ヒアリング

(年間 15事業所予定 1事業所あたり 初回120分 2回目90分)

介護支援事業所・訪問介護事業所を対象に、「利用者の自立支援につながっているか」、「真に必要なサービスが位置付けられているか」等の視点からヒアリングを行い、指導内容について改善結果を確認するため、1か月後に再度ヒアリングを行う。

・居宅サービス計画点検業務

(年間 60事業所予定 1事業所あたり60分)

介護支援専門員を対象に、課題があると思われるケースを対象にヒアリングを行い、介護支援専門員の資質向上及び介護給付の適正化を図る。

・介護サービス事業者点検業務

(年間 54事業所予定 1事業所あたり60分)

訪問介護事業所のサービス提供責任者を対象に、課題があると思われるケースを対象にヒアリングを行い、介護給付の適正化を図る。

② 研修会の実施（2時間程度 同一内容で2回開催）

市内の介護支援事業所または訪問介護事業所を対象に、介護給付等の状況あるいは法改正の状況から、介護給付の適正化につながる研修会を実施する。

③ 介護保険事業計画進捗管理支援

介護給付の状況等を分析し、本市が策定した介護保険事業計画における現行施策やサービス見込量等の進捗管理のため以下の支援を行う。なお、実施に際しては、厚生労働省が提供している地域包括ケア「見える化」システムを活用するとともに、保険者機能強化推進交付金の評価指標を満たす支援を行うこと。

- ・福祉政策の進捗管理
- ・サービス見込量の進捗管理
- ・見える化システムを活用した特性把握
- ・計画値との乖離要因の把握支援
- ・分析結果に関する審議会への報告資料の作成・口述の作成

④ 介護給付分析システムの設置及び保守

前記①～③を遂行するための介護給付分析システムを設置すること。なお、当該システムは泉佐野市役所介護保険課内に設置し、当市職員でも容易に活用することが可能であること。

5 その他

本業務は個人情報を取り扱う業務につき、別添「個人情報取扱特記事項」及び「特定個人情報等取扱い特記事項」を遵守すること。